

監査公告第8号

定期監査の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき実施した  
上下水道部に対する定期監査の結果について、同条第9項の規定により  
別紙のとおり公表する。

平成30年11月27日

加賀市監査委員 浅井 廣史

加賀市監査委員 川下 勉

## 上下水道部定期監査結果報告

### 第1 監査期間

平成30年10月9日から平成30年11月8日まで

### 第2 監査の対象

経営企画課、水道課、下水道課

### 第3 監査の方法

あらかじめ提出を求めた資料及び財務会計システムをもとに財務事務の執行状況、物品・施設の管理状況等を調査するとともに、関係職員から所管業務の執行状況について聴取した。（聴取内容の主な項目は別紙のとおり）  
なお、監査の期間中、必要な書類はその都度提出を受け照査を行った。

### 第4 監査の結果

所管の業務をはじめ、財務に関する事務の執行、所管施設の管理は概ね適正に処理されていると認められた。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、その都度指導したところである。

### 第5 監査意見

- ・上下水道維持管理等業務委託について、次のとおり意見を付す。

上下水道の緊急修繕、給水・排水の受付等業務を民間委託し、経費節減を図ったとのことだが、相当程度の経費を要しているのに対して、今年度は人的コストの削減が半分程度に留まっている。

民間委託した趣旨に見合う実質的な経費節減効果を遅滞なく生み出すよう努められたい。

### 第6 留意事項

地方自治法第199条第12項の規定のとおり、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知するものとし、監査委員は当該通知に係る事項を公表しなければならないこととなっているので、その旨留意いただき、遺漏無きよう努められたい。

## 上下水道部 定期監査 事情聴取の主な内容

### 1. 経営企画課

- ・水道事業の経営について
- ・水道事業ビジョンのフォローアップについて
- ・下水道の加入促進について

### 2. 水道課

- ・上下水道維持管理業務委託について
- ・水道施設の耐震化について

### 3. 下水道課

- ・下水道ストックマネジメント基本計画について
- ・コンセッション方式について